

下関市教育委員会 2月定例会 資料

令和7年2月27日（木） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第7号 下関市立公民館運営審議会規則等の一部を改正する規則	P 2
第8号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	P 4

[臨時代理等の報告]

○財産の取得について	P 5
------------------	-----

[報告事項]

○令和7年度公民館等の開館時間の短縮について	P 7
○下関市立黒井公民館の休館について	P 10
○綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に 伴う考古博物館の夜間臨時開館について	P 11
○下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）について	P 13

教育委員会定例会 日程表

令和7年2月27日（木） 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第7号 下関市立公民館運営審議会規則等の一部を改正する規則

教育政策課

第8号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

幼児保育課

日程 2

【臨時代理等報告】

財産の取得について

教育研修課

日程 3

【報告事項】

令和7年度公民館等の開館時間の短縮について

生涯学習課

下関市立黒井公民館の休館について

生涯学習課

綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館の夜間臨時開館について

文化財保護課

下関市立就学前施設の整備基本計画（第3期計画案）について

幼児保育課

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和7年3月26日（水）

R7. 3月							R7. 4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

閉会

上記議案を提出する。

令和7年2月27日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

下関市立公民館運営審議会規則等の一部を改正する規則

下関市立公民館運営審議会規則等の一部を改正する規則

(下関市立公民館運営審議会規則の一部改正)

第1条 下関市立公民館運営審議会規則（平成17年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、公民館長が必要に応じて召集する。 2～4 略	(会議) 第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、公民館長が必要に応じて召集する。 2～4 略

(下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第28条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長は、会長をもって充てる。 2～4 略	(会議) 第28条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長は、会長をもって充てる。 2～4 略

(下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 下関市生涯学習センターの設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(協議会の会議) 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が召集する。 2～4 略		(協議会の会議) 第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。 2～4 略

附 則

この規則は、公布日から施行する。

提案理由

所要の条文整理を行うため。

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和7年2月27日

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後		
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）		
名称	利用定員	収容定員		名称	利用定員	収容定員
第一幼稚園	0人	105人				
略	略	略		略	略	略

様式第5号中「入園申し込みます。」を「入園を申し込みます。」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の廃止等に伴い、当該規則の関係箇所を整備を行うため。

下関市教育委員会
報 告

臨時代理の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、財産の取得について臨時に代理したので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

令和７年２月２７日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

財産の取得について

市立中学校における学習指導用の下記の財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市港町一丁目12番4号
山口教科書供給株式会社
代表取締役 河 村 卓
上記代理人 下関市東大和町一丁目1番47号
山口教科書供給株式会社下関営業所
所長 山 根 由香里
- 2 目 的 物 教師用教科書及び指導書（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 30,077,767円

別表

区分	数量	金額
中学校教師用教科書	997冊	518,567円
中学校教師用指導書	754冊	29,559,200円
合計		30,077,767円

令和 7 年度公民館等の開館時間の短縮について（報告）

令和 7 年度における公民館等の社会教育施設について、下記のとおり開館時間（夜間枠）を短縮することができることとしたので報告いたします。

記

1. 開館時間の短縮理由

夜間における施設の使用頻度は地域によって差があるため、その利用状況に応じて効率的・効果的な運用を行い、施設の維持管理に係る人件費、光熱水費等の経費節減を図るもの。

2. 対象施設

- （1）下関市立公民館（全 3 3 館）※滝部・角島を含む
- （2）下関市菊川ふれあい会館
- （3）下関市生涯学習センター（全 2 館）
- （4）下関市ふれあいセンター（全 3 館）

3. 期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日（令和 7 年度）

4. 開館時間の短縮基準

（1）夜間枠の使用がない場合

ア 原則、前日の午後 5 時までに夜間枠の使用許可したものがない場合、閉館時刻を午後 9 時（1 2 月 1 日から 3 月 3 1 日は午後 8 時）とすることができる。

なお、土曜日・日曜日・祝日・8/13-8/16 期間（以下「休日等」という。）

については、1 週間前の午後 5 時までに夜間枠の使用許可したものがない

い場合は、閉館時刻を午後 5 時とすることができる。

※午後 5 時閉館を想定し、夜間対応の公民館職員のシフト調整を行うため

- イ 吉母公民館、川中公民館分館、菊川・豊田・豊浦・豊北教育支所管内公民館、ふれあいセンターは、原則、前日の午後 5 時までに夜間枠の使用許可したものがない場合、平日及び休日等の閉館時刻を午後 5 時とすることができる。

(2) 夜間枠の使用がある場合

- ア 午後 9 時を超過し夜間枠の使用が全て終了した場合、その時点をもって閉館することができる。ただし、午後 9 時より前に夜間枠の使用が全て終了した場合は、午後 9 時（12 月 1 日から 3 月 31 日は午後 8 時）をもって閉館することができる。
- イ 夜間枠の使用が少ない施設（上記（1）イの施設）は、平日又は休日等のいずれの場合であっても、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

開館時間の短縮基準

条件	夜間枠(午後6時から)の使用)がない場合	夜間枠(午後6時から)の使用)がある場合	
対象施設	本庁管内公民館(15館:右記の公民館を除く) 菊川ふれあい会館 豊田・豊北生涯学習センター	本庁管内:吉母公民館、川中公民館分館 菊川教育支所管内:榑崎公民館 豊田教育支所管内:公民館全館(5館) 豊浦教育支所管内:公民館全館(4館) ふれあいセンター(3館) 豊北教育支所管内:公民館全館(6館) (滝部・角島含む)	本庁管内:吉母公民館、川中公民館分館 菊川教育支所管内:榑崎公民館 豊田教育支所管内:公民館全館(5館) 豊浦教育支所管内:公民館全館(4館) ふれあいセンター(3館) 豊北教育支所管内:公民館全館(6館) (滝部・角島含む)
【平日】	前日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合、 ⇒原則、閉館時刻を午後9時とすることができる。 (12月1日から3月31日は午後8時)	前日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合、 ⇒原則、閉館時刻を午後5時とすることができる。	午後9時を経過し、 (12月1日から3月31日は午後8時) 夜間枠の使用が全て終了した場合、 ⇒その時点をもって閉館することができる。 ただし、 午後9時より前に (12月1日から3月31日は午後8時) 夜間枠の使用が全て終了した場合、 ⇒午後9時をもって閉館することができる。 (12月1日から3月31日は午後8時)
土曜・日・3日曜・8日・1祝6日	該当日の1週間前の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合 ⇒閉館時刻を午後5時とすることができる。		年間を通じ、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

下関市立黒井公民館の臨時休館について

下関市立黒井公民館の臨時休館について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 休館期間 令和7年3月25日（火）～令和7年3月30日（日）
- 2 休館理由 令和7年4月1日の下関市豊浦勤労青少年ホームとの集約及び移転に伴い、物品搬出及び現使用施設の原状復帰が必要なため
- 3 周知方法
 - ・豊浦教育支所管内公民館及びふれあいセンターでのポスター掲示
 - ・黒井公民館だより掲載
 - ・下関市ホームページ掲載

【参考】下関市立公民館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌1月3日まで

報 告 事 項
令和 7 年 (2025 年) 2 月 27 日
文 化 財 保 護 課

綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館
の夜間臨時開館について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開館時間を変更するので報告いたします。

記

1 開館時間を延長する日時

令和 7 年 3 月 8 日 (土) 17 時～20 時

2 理由

本市の文化財保護の原点といえる綾羅木郷遺跡の史跡指定日を記念し、地元地域団体である川中まちづくり協議会等と連携し、夜間イベント「Candle Night 2025 in 下関市立考古博物館」を開催するため。

3 内容

別紙参照

【根拠条例】

下関市立考古博物館の設置等に関する条例

平成17年2月13日

条例第122号

(開館時間等)

第3条 考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

報 告 事 項
令 和 7 年 2 月 2 7 日
こども未来部幼児保育課

下関市立就学前施設の整備基本計画 (第3期計画 案)

～ こどもまんなか社会の実現に向けて ～

令和7年 月



下 関 市
下関市教育委員会

目 次

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の経緯	1

第2章 幼稚園・保育園・認定こども園の現状と課題

1 下関市の人口と就学前児童数の推移	3
2 幼稚園・保育園・認定こども園の現状	5
(1) 幼稚園	
(2) 保育園	
(3) 認定こども園	
3 市立幼稚園・保育園・認定こども園の課題	8
(1) 就学前施設の適正規模の確保による質の高い教育・保育の実践	
(2) 適正な施設環境下での教育・保育の実践	
(3) 教育・保育の実践者の資質向上	
① 職員体制の整備	
② 研修体制の充実	
(4) 行財政運営の効率化と幼稚園・保育園・認定こども園の運営	

第3章 整備基本計画

1 整備基本計画の位置付け	2
2 計画期間	2
3 計画の視点と基本的な考え方	3
(1) 教育・保育の提供区域の設定	
(2) 市立施設の役割と認定こども園の整備	
(3) 民間活力の導入	
4 整備基本計画	14
(1) 整備基本計画	
(2) 各地区の教育・保育の状況	
(3) 市立就学前施設の状況	
5 計画の実施	24
(1) 実施計画の策定	
(2) 民間移管の進め方	
(3) 情報公開の充実	

参考資料編

第1章 計画の趣旨

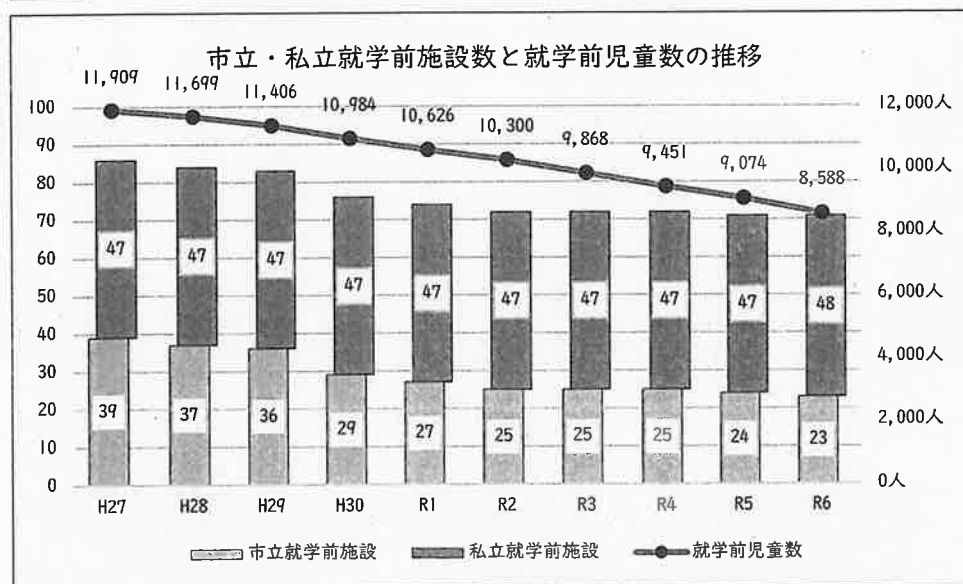
1 計画の背景

本市では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始以降、次代の下関市を担うこどもたちが健やかに成長できるまちづくりを目指し、「下関市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた様々な施策に取り組んできました。また、潜在的なニーズを含めた教育・保育の量の見込みに対応できるよう、平成27年3月に「下関市立就学前施設の整備基本計画」を、令和2年3月から「下関市立就学前施設の整備基本計画（後期計画）」を策定し、市立就学前施設の適切な環境と体制を整備してきました。

この計画に基づいて体制を整備した結果、平成27年4月時点で39施設あった市立の就学前施設は、令和6年3月時点で23施設まで集約してきましたが、本市の就学前児童数（0歳児から5歳児）は、平成27年3月末（11,909人）から平成6年3月末（8,588人）までの9年間で3,321人減少しています。

本市の年少人口（就学前児童を含む）は、第3次総合計画（計画期間：令和7年度～令和16年度）」によると、今後も減少傾向が続くと予想されており、私立施設が安定的に運営を継続できるよう、今後も引き続き市立就学前施設の適正配置に努めていく必要があります。

資料1 市立・私立就学前施設数と就学前児童数の推移



2 計画策定の経緯

下関市立の就学前施設は、少子化や共働き世帯の増加等の影響により、適正なこどもたちの集団を確保できない幼稚園と、利用定員を超えて乳幼児を受け入れている保育園があり、また、公共施設マネジメントの観点から、施設の老朽化の解消や耐震化の推進などを計画的かつ効率的に進めていく必要がありました。

そのため、市立幼稚園については、平成 22 年 8 月に教育委員会において「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」（参考資料編）を策定し、適正規模の園児数を確保するための環境づくりに取り組んできました。

市立保育園については、平成 20 年 8 月に「保育環境適正化推進基本方針」を策定し、保育ニーズが多様化、複雑化する中で、市の責務と市立保育園としての役割を明確にすることで、効率的に保育を提供してきました。

本市では、今後も基本方針に基づき、教育・保育や様々な子育て支援サービスの提供体制の確保と質の高い環境づくりを図るため、認定こども園の整備を中心に据えた市立就学前施設の再編・整備に取り組んでいきます。

資料 2 これまでの下関市の取組みと国の動き

	下関市立幼稚園・保育園・認定こども園等	国の動向
H18.10		認定こども園法成立
H18.12		教育基本法改正
H19.3	「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」策定	
H20.3		幼稚園教育要領改訂 保育所保育指針改訂
H20.8	「保育環境適正化推進基本方針」策定	
H21.4	西市こども園・豊北こども園の開園	
H21.12	「下関市保育環境のありかた」答申（下関市社会福祉審議会）	
H22.8	下関市立適正規模適正配置に関する基本方針策定	
H24.4		子ども・子育て関連3法成立
H27.3	「下関市立就学前の整備基本計画」策定	
H27.4	王喜こども園ほか6園の設置	
H28.4	黒井こども園の設置	企業主導型保育事業創設
H29.3		幼稚園教育要領改訂 保育所保育指針改訂
H30.4	中央こども園・垢田こども園の設置	
R1.10		幼児教育・保育の無償化の実施
R2.3	「下関市立就学前の整備基本計画（後期計画）」策定	
R3.9		医療的ケア児支援法施行
R4.6		こども基本法成立
R5.4	豊浦こども園の設置	こども家庭庁発足
R5.9	地域型保育事業の認可（R5.10～事業開始）	
R6.4	第2子以降保育料無償化事業の開始（R6.9～県・市共同事業）	
R7.3	「下関市立就学前の整備基本計画（第3期計画）」策定予定	

第2章 幼稚園・保育園・認定こども園の現状と課題

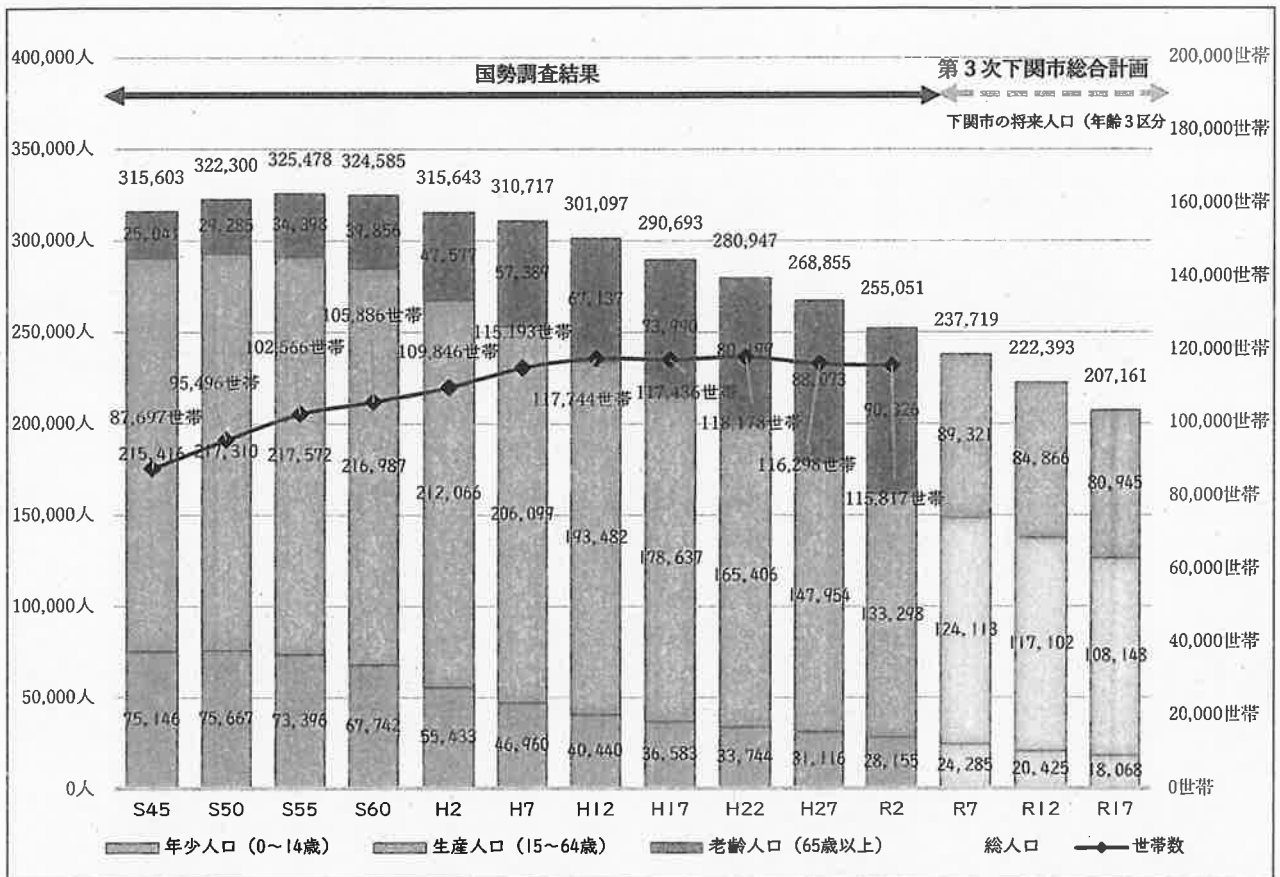
1 下関市の人口と就学前児童数の推移

下関市の人口は、昭和55年以降減少傾向が続いています。

将来推計人口では、平成27年において約26万9,000人であった人口が、令和17年にはおよそ20万7,000人まで減少することが見込まれています。

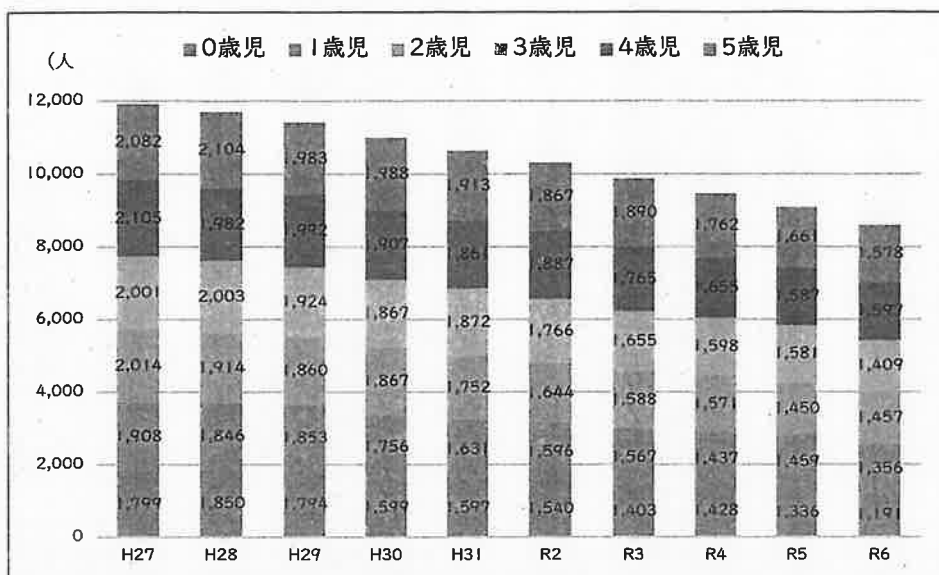
また、年齢3区分では、高齢人口、生産人口、年少人口の全てが減少し、特に生産人口、年少人口で大きな減少が見込まれています。

資料3 下関市の人口の推移（推計）



本市の就学前児童数（0～5歳児）は、平成27年3月末現在11,909人でしたが、令和6年3月末現在は8,588人となっており、9年間でおよそ3割減少しています。

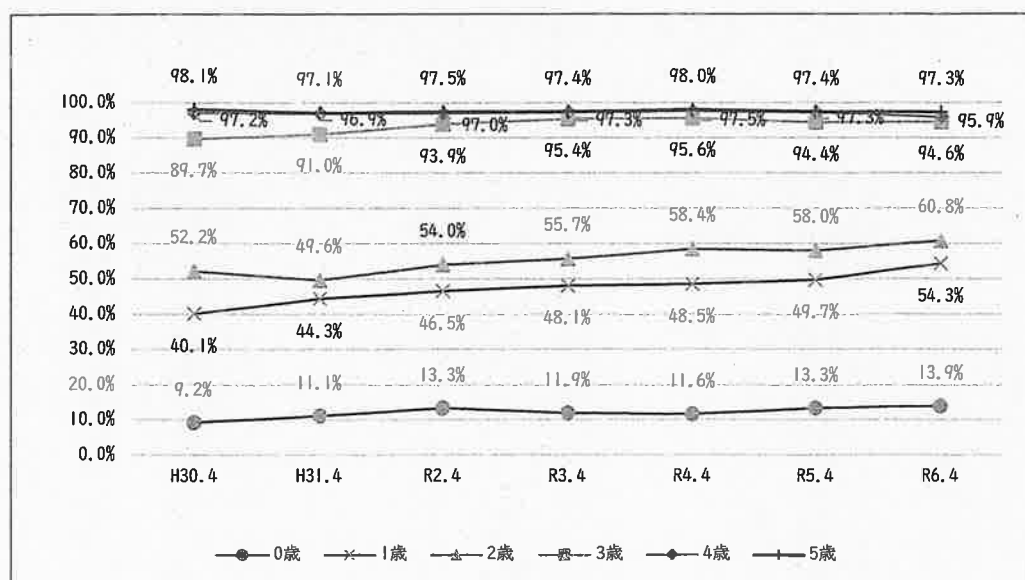
資料4 下関市の就学前児童数の推移



就学前施設の入園状況については、国の幼児教育・保育の無償化実施以前の平成30年4月時点と令和6年4月時点と比較すると、0歳児（9.2%⇒13.9%）、1歳児（40.1%⇒54.3%）、2歳児（52.2%⇒60.8%）、3歳児（89.7%⇒94.6%）、4歳児（97.2%⇒95.9%）、5歳児（98.1%⇒97.3%）となっています。

0～2歳児の就園率は上昇傾向にあり、この間で1～2歳児の就園率は10%近く上昇しています。また、令和6年4月時点における3歳児以上児の就園率の平均は97%で、ほとんどの幼児がいずれかの施設に入園している状況です。

資料5 下関市の年齢別就園率（各年4月1日時点）



2 幼稚園・保育園・認定こども園の現状

(1) 幼稚園

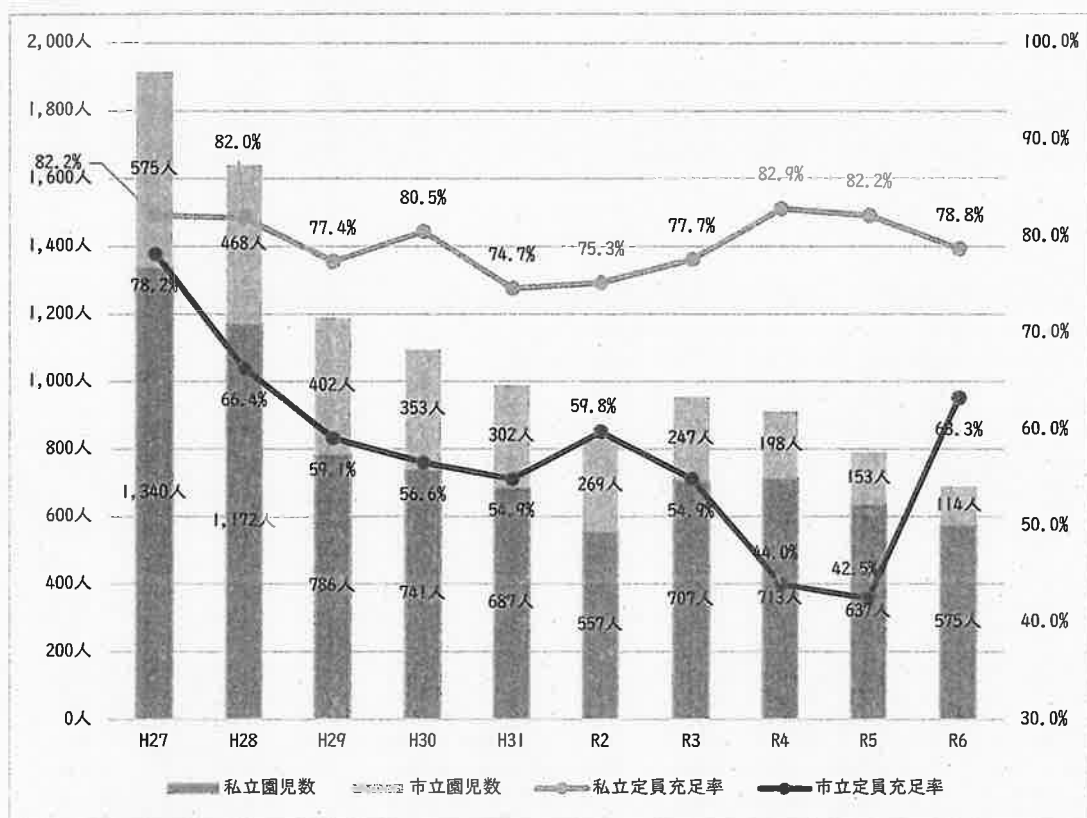
本市には、平成 27 年度時点で市立幼稚園 16 園、私立幼稚園 14 園の合計 30 園が設置されていましたが、令和 6 年 4 月時点では市立幼稚園 4 園、私立幼稚園 7 園の合計 11 園に減少しています。

幼稚園教育は、幼児の健全な成長と発達のために、家庭では提供しきれない豊かで多様な環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての指導を中心に、幼児期にふさわしい生活と発達課題に即した活動が展開されます。

幼稚園の園児数は、昭和 50 年代をピークに減少傾向となり、近年、市立幼稚園の多くが、深刻な小規模化で集団規模の確保が難しくなったため、廃止や認定こども園への集約により集団規模の確保に努めています。

一方で、本市では、昭和 48 年に小学校内に通級指導教室幼稚部を設置して以降、幼稚園教諭等が障害等、特別な支援を要する就学前児童等に対して通級指導を行っていますが、利用者の増加に伴い、現在では、小学校 5 校の通級指導教室に幼稚部を併設しています。

資料 6 下関市内の幼稚園の園児数の推移



(2) 保育園

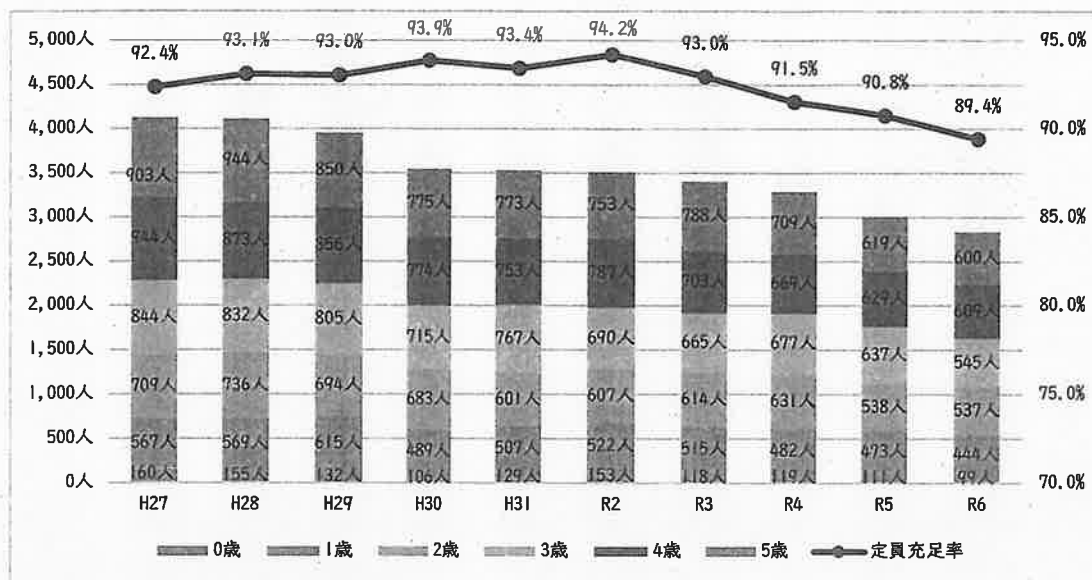
本市には、平成 27 年度時点で市立保育園 17 園、私立保育園 33 園の合計 50 園が設置されていましたが、統廃合や認定こども園への移行等により、令和 6 年度時点では、市立保育園 9 園、私立保育園 24 園の合計 33 園となっています。

保護者の就労等で家庭での保育ができない乳幼児の養護と教育を一体的に行い、こどもたちの

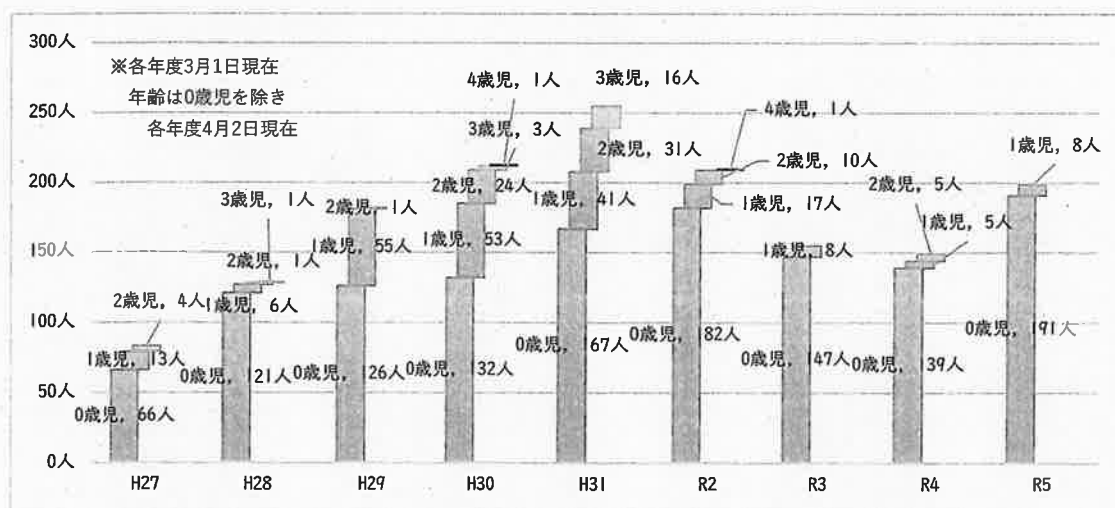
健全な育成を図る保育園は、保育のニーズが複雑かつ多様化している今日において、保護者への支援はもとより、入園していない子育て家庭に対する支援も含め、地域の子育て支援の中核的な役割を担っています。

本市の就学前児童数が減少する中でも、3号の就園率は上昇しており、夏場以降は、0歳児を中心に待機児童が多く発生している状況です。

資料7 下関市内の保育園の園児数の推移



資料8 下関市の待機児童の推移



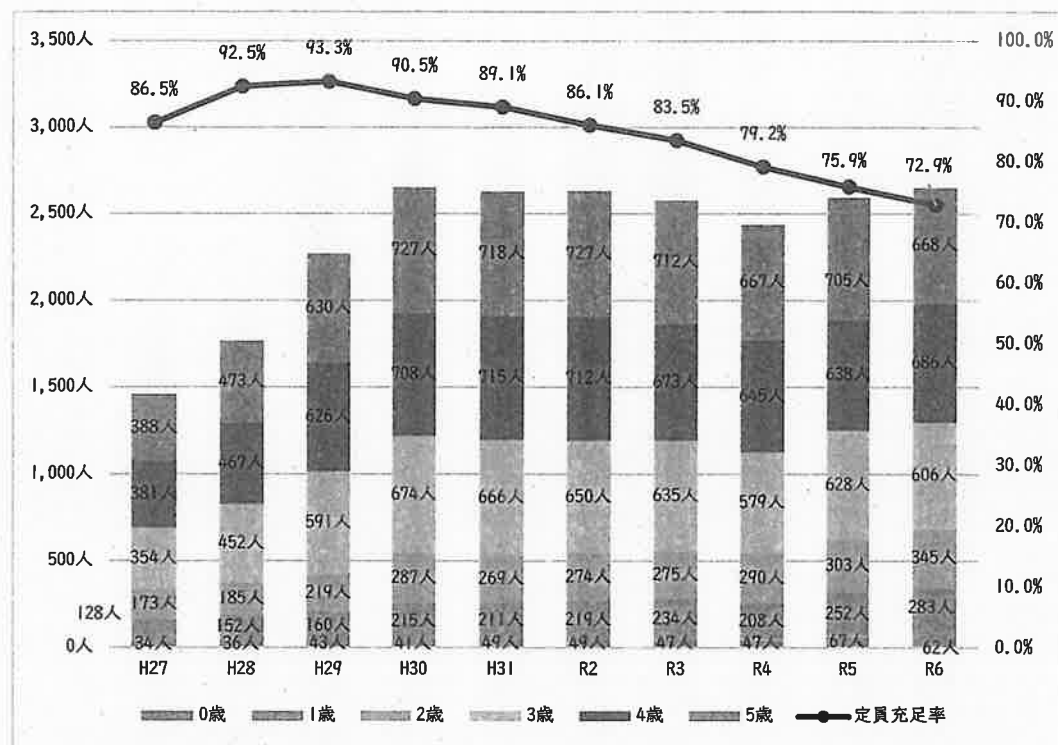
(3) 認定こども園

本市では、子ども・子育て支援新制度が本格スタートした平成27年4月時点において、市立認定こども園6園が新たに設置され、その後も統廃合や幼稚園、保育園からの移行によって、令和6年度時点では、市立認定こども園10園、私立認定こども園16園の合計26園となっています。

認定こども園は、教育・保育を行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設であり、保護者の就労形態に関わらず就学前のこどもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能と、全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供を行う機能を有しています。

市内に認定こども園が増え、また、保護者の教育・保育ニーズにもマッチしたことで、認定こども園への入園を希望する保護者が増えています。保育園と同様、3号の保育ニーズの増加により、夏場以降は、0歳児を中心に待機児童が多く発生している状況です。

資料9 下関市内の認定こども園の園児数の推移



3 幼稚園・保育園・認定こども園の課題

(1) 就学前施設の適正規模の確保による質の高い幼児教育・保育の実践

市立幼稚園では、園児数の減少による小規模化が、深刻な課題となっています。

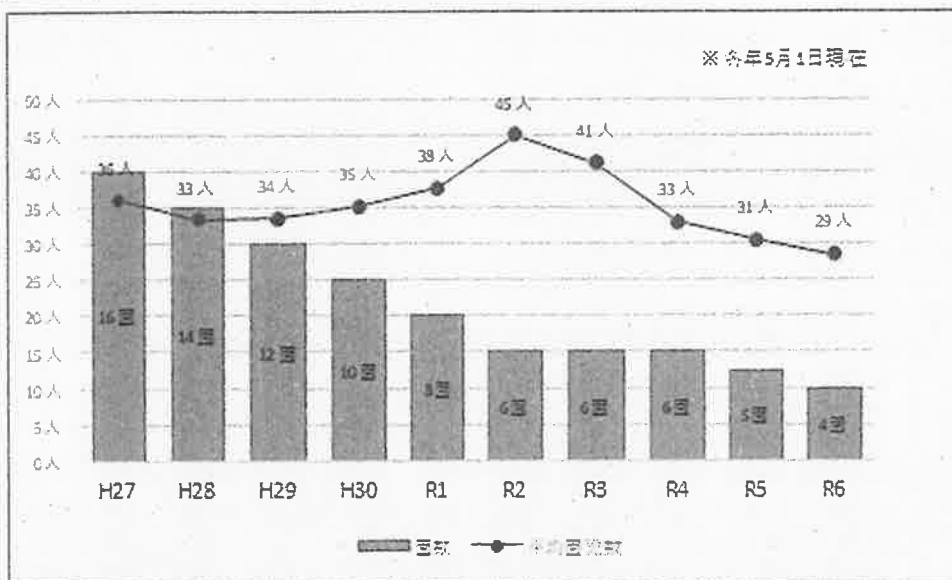
また、市立の保育園や認定こども園においても、各地域の園児数には偏在があり、年間を通じて利用定員に達しない園が増えています。

幼児期は、人格基盤を形成するとても大切な時期であり、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、同年齢、異年齢の多様な友達と関わることのできる適正規模が確保された環境づくりが急務です。

幼稚園教諭・保育士は、園児数の規模に応じた職員配置となるため、小規模な幼稚園や保育園、認定こども園では、行事の開催や保護者への対応、事務の負担等が特定の職員に集中するなど、教育・保育業務に十分に専念することが難しくなります。

こどもたちの適正な集団の確保は、職員配置を充実させ、園内の職員同士の切磋琢磨、職員相互の研修機会の確保にもつながることから、職員の資質と指導力の向上が期待されます。

資料 10 市立幼稚園の設置数と平均園児数の推移



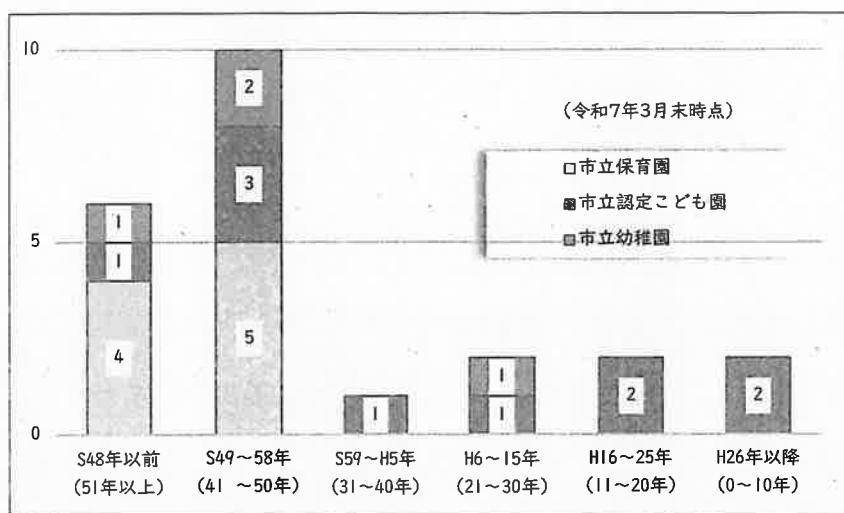
(2) 適正な施設環境下での教育・保育の実践

令和6年4月時点において市立の幼稚園、保育園及び認定こども園は、23園（休園含まず）を設置していますが、そのうち16園が建築後40年を経過するなど、老朽化が進んでいます。

老朽化の著しい施設については、改修や更新により対応しているところですが、これらの施設を維持していくと、今後、施設の耐震化を含む大規模な施設の改修、更新が不可欠となり、多大な財政負担が必要となってきます。

こどもたちの安全の確保や質の高い教育・保育のための環境整備は、公共施設のマネジメントの観点からも、計画的かつ効率的に施設の整備・更新を進めていく必要があります。

資料 11 下関市立幼稚園・保育園の建築年（経過年）の分布



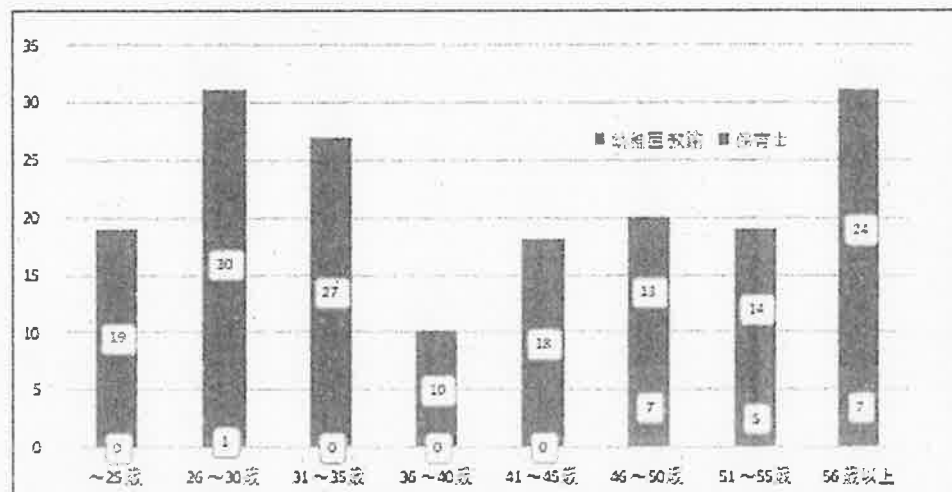
(3) 教育・保育の実践者の資質向上

① 職員体制の整備

複数の幼稚園や保育園、認定こども園を健全に運営し、職員の資質向上を図るためには、一定規模の集団を確保する必要があり、加えて、各施設で園長、副園長の下、ベテラン職員、中堅職員、若手職員をバランス良く配置できる組織体制も必要です。

資料 12 下関市の幼稚園教諭・保育士の年齢分布

幼稚園教諭、保育士は、採用者数を抑制してきた経緯から、職員の年齢構成には偏りが見られます。また、職員の欠員が常態化しているため、園の運営、園児の教育・保育を進めるにあたっては、そのかなりの部分を非正規の職員が担っています。



そのため、本計画に基づく市立就学前施設の再編・整備を進めることと平行して、計画的に職員の採用を行い、それぞれの園の組織体制を整えていく必要があります。

② 研修体制の充実

学校としての幼稚園と児童福祉施設としての保育園は、入園の要件や保育時間の違いなど、法律上の位置付けや性格が異なりますが、こどもたちの教育・保育、子育て支援を实践する役割に大きな相違があるわけではありません。また、平成 20 年には、幼稚園教育要領と保育所保育指針が改訂され、整合性が図られています。

平成 27 年度から認定こども園を中心とした施設の再編・整備を開始したことで、人事交流に

加え、教育・保育の実践者である幼稚園教諭と保育士との連携が進んでいます。

こどもたちのための教育・保育を実践するためには、教育・保育の質、職員の資質向上を図る必要があることから、人事交流や合同研修などの機会を通じて、相互理解を深めながら、それぞれの経験や専門性を共有し、発展させています。

（４）行財政運営の効率化と幼稚園・保育園・認定こども園の運営

本市の人口は、昭和 55 年をピークに減少傾向が続いており、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口も減少していくため、市税や地方交付税などの歳入の減少が見込まれています。

また、本市の人口１人あたりの公共施設延床面積は、中核市の中で最も多く、毎年、施設の維持管理に大きなコストを要しています。老朽化対策を必要とする市立の幼稚園、保育園及び認定こども園施設を多く抱える本市においては、多大な財政的負担を伴う施設の更新・整備を全ての施設で行い、維持し続けることは困難です。

一方で、私立の幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育事業は、国や県からの財政支援のもとで運営が保障されています。

私立園では、独自の教育・保育理念や方針に基づいた教育・保育が行われ、様々なサービスの提供や特色ある取組で保護者のニーズに対応し、本市の就学前教育・保育に大きく貢献しています。

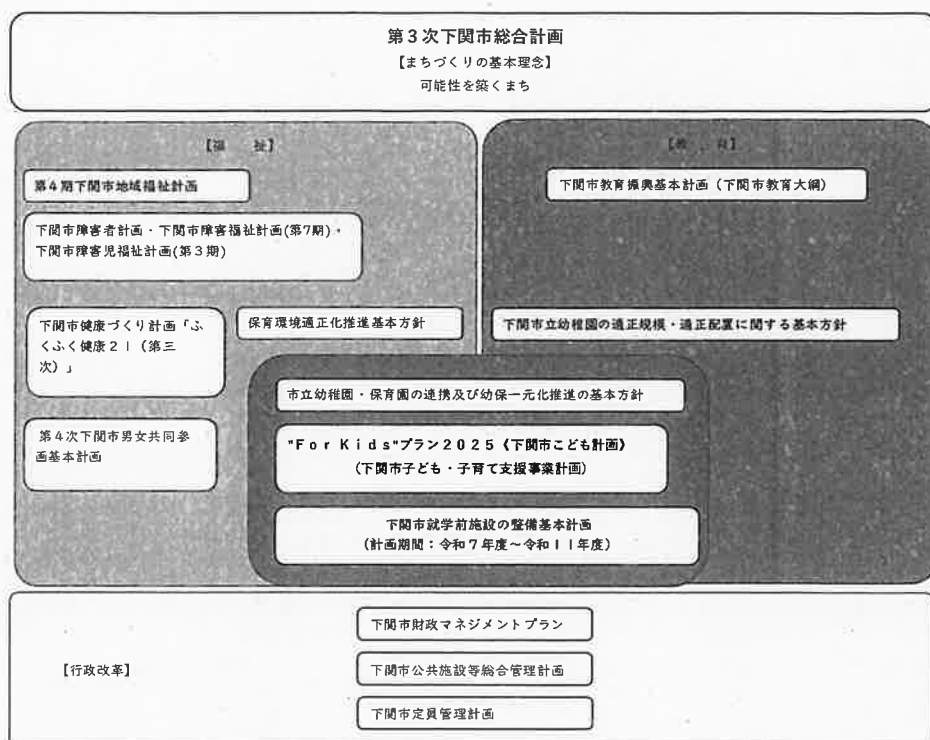
そのため、市立就学前施設の再編・整備にあたっては、民間活力の導入も積極的に取り入れていく必要があります。

第3章 整備基本計画

1 整備基本計画の位置づけ

本計画は、「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」、「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」及び「保育環境適正化推進基本方針」の3つの基本方針を具現化する基本計画です。

また、「第3次下関市総合計画」、「For Kids」プラン2025の「下関市子ども・子育て支援事業計画」の下位計画として位置付け、その他の関連計画との連携、整合を図ります。



2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、令和元年度までを第1期計画期間（前期計画）、令和2年度から令和6年度までを第2期計画期間（後期計画）とし、国の施策の動向や社会情勢の変化等を総合的に勘案し、第2次下関市総合計画の見直し、「下関市子ども・子育て支援事業計画」の更新にあわせて計画の見直しを図りました。



3 計画の視点と基本的な考え方

(1) 教育・保育の提供区域の設定

「下関市子ども・子育て支援事業計画」の策定に必要となる本計画は、教育・保育の提供区域として市内を10の地区に分け、地区ごとにこどもの数と教育・保育のニーズ、地理的事情、現存施設の態様・配置状況等に基づいて定めています。

(2) 市立施設の役割と認定こども園の整備

本計画は、以下のとおり整理される市立施設として果たすべき役割を全うしていくと同時に、3歳児教育、一時預かりなどのサービスを含む子育て支援機能を備えた幼保連携型認定こども園の整備を基本として定めています。

① 教育・保育のセーフティネット

同年齢で構成されるこどもたちの一定の集団規模を確保すると同時に、地域性、採算性等の事由によって、私立施設事業者による運営が困難な地域のこども、障害児等特別な支援を要するこどもの教育・保育を均等に受ける機会を保障し、下関市としての教育・保育を実施する責務を果たします。

② 教育・保育の研究と質の向上

市は、教育・保育に係る研究体制及び研修システムを構築するとともに、小学校や関係機関との連携を強化・充実させ、より質の高い教育・保育の実践を図ります。

また、その知見や成果を私立施設事業者にも還元し、これを就学前のこどもたちに等しく提供できる体制を確立する責務を果たします。

(3) 民間活力の導入

市立施設は、平等かつ公正な教育・保育の提供を実践する反面、複数の施設を運営しているため、個別のニーズへの迅速な対応が難しい場合があります。

一方、私立施設では、独自の教育・保育理念や方針に基づき特色あるサービスの提供を行っており、個別のニーズへの柔軟な対応力も備えています。

前述のとおり、私立施設においては、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付による国や県からの財政支援が保障されています。

本市の厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要不可欠な市民サービスを提供し、持続的な財政基盤を確立していくため、本計画は、積極的な民間活力の導入を前提に定めるものです。

4 整備基本計画

(1) 整備基本計画

地区	対象施設 R6利用定員(4/1在園児数)	第2期計画期間		第3期計画期間	
		R2	R6	R7	R11
本庁	第一幼稚園 0(0)	市立幼稚園			
	幸町保育園 90(70)	市立保育園			
	名池保育園 100(67)	市立保育園			
	中央こども園180(170)	市立こども園			
	幡生保育園 140(124)	市立保育園			
	R1公・私の定員(在園児)数 1号認定子ども 620(544) 2・3号認定子ども 1,255(1,205) 計 1,875(1,749)	R6教育・保育の在園児数 1号認定子ども 383 2・3号認定子ども 1,180 計 1,563		R11教育・保育の量の見込み 1号認定子ども 369 2・3号認定子ども 1,259 計 1,628	
彦島	彦島第一保育園 50(26)	市立保育園			
	江浦幼稚園(R2.3末廃止)	市立幼稚園			
	R1公・私の定員(在園児)数 1号認定子ども 315(137) 2・3号認定子ども 665(687) 計 980(824)	R6教育・保育の在園児数 1号認定子ども 64 2・3号認定子ども 578 計 642		R11教育・保育の量の見込み 1号認定子ども 84 2・3号認定子ども 506 計 590	
	豊浦幼稚園	市立幼稚園	市立こども園(豊浦こども園) 130(120)		
	長府第一保育園	市立保育園			
	長府第二保育園 100(84)	市立保育園			
長府	長府第三保育園 85(55)	市立保育園			
	長府第四保育園 95(78)	市立保育園			民営化
	R1公・私の定員(在園児)数 1号認定子ども 390(327) 2・3号認定子ども 535(572) 計 925(599)	R6教育・保育の在園児数 1号認定子ども 182 2・3号認定子ども 631 計 813		R11教育・保育の量の見込み 1号認定子ども 167 2・3号認定子ども 642 計 809	
山陽	清末幼稚園 80(55)	市立幼稚園			
	小月幼稚園 20(13)	市立幼稚園			
	王喜こども園100(73)	市立こども園			
	R1公・私の定員(在園児)数 1号認定子ども 245(168) 2・3号認定子ども 800(805) 計 1,045(973)	R6教育・保育の在園児数 1号認定子ども 110 2・3号認定子ども 640 計 750		R11教育・保育の量の見込み 1号認定子ども 125 2・3号認定子ども 626 計 751	
川中・勝山	川中幼稚園 60(37)	市立幼稚園			市立保育園
	川中西幼稚園(R2.3末廃止)	市立幼稚園			
	坂田こども園160(105)	市立こども園			
	R1公・私の定員(在園児)数 1号認定子ども 475(368) 2・3号認定子ども 1,423(1,354) 計 1,898(1,722)	R6教育・保育の在園児数 1号認定子ども 275 2・3号認定子ども 1,312 計 1,587		R11教育・保育の量の見込み 1号認定子ども 252 2・3号認定子ども 1,240 計 1,492	

地区	対象施設		第2期計画期間		第3期計画期間	
	R6利用定員(4/1在園児数)		R2	R6	R7	R11
山陰	吉見保育園 45(41)		市立保育園			
	R1公・私の定員(在園児)数		R6教育・保育の在園児数		R11教育・保育の量の見込み	
	1号認定子ども 270(257)		1号認定子ども 170		1号認定子ども 82	
	2・3号認定子ども 355(358)		2・3号認定子ども 319		2・3号認定子ども 313	
	計 625(615)		計 489		計 395	
菊川	菊川こども園115(116)		市立こども園			
	豊東幼稚園 20(9)		市立幼稚園			
	R1公・私の定員(在園児)数		R6教育・保育の在園児数		R11教育・保育の量の見込み	
	1号認定子ども 50(37)		1号認定子ども 17		1号認定子ども 17	
	2・3号認定子ども 130(140)		2・3号認定子ども 114		2・3号認定子ども 120	
	計 180(177)		計 131		計 137	
豊田	西市こども園70(33)		市立こども園			
	豊田下こども園70(33)		市立こども園			
	R1公・私の定員(在園児)数		R6教育・保育の在園児数		R11教育・保育の量の見込み	
	1号認定子ども 20(13)		1号認定子ども 2		1号認定子ども 5	
	2・3号認定子ども 120(100)		2・3号認定子ども 68		2・3号認定子ども 63	
	計 140(113)		計 70		計 68	
豊浦	黒井こども園110(84)		市立こども園			
	川棚こども園205(137)		市立こども園			
	双葉保育園40(21)		市立保育園			
	R1公・私の定員(在園児)数		R6教育・保育の在園児数		R11教育・保育の量の見込み	
	1号認定子ども 80(62)		1号認定子ども 20		1号認定子ども 23	
	2・3号認定子ども 305(308)		2・3号認定子ども 275		2・3号認定子ども 265	
	計 585(370)		計 295		計 288	
豊北	豊北こども園60(32)		市立こども園		公私連携幼保連携型認定こども園	
	R1公・私の定員(在園児)数		R6教育・保育の在園児数		R11教育・保育の量の見込み	
	1号認定子ども 25(9)		1号認定子ども 11		1号認定子ども 9	
	2・3号認定子ども 85(102)		2・3号認定子ども 81		2・3号認定子ども 55	
	計 110(111)		計 92		計 64	
施設数の推移	施設数に休園は含まない		R2	R6	R7	R11
	市立	幼稚園(8園)	6園	4園		1園
		保育園(10園)	10園	9園		6園
		こども園(9園)	9園	10園		8園
		計(27園)	25園	23園		15園
	公私連携	こども園(0園)	0園	0園		1園
	私立	幼稚園(7園)	7園	7園		4園
		保育園(26園)	26園	24園		20園
		こども園(14園)	14園	16園		22園
		地域型(0園)	0園	1園		4園
		計(47園)	47園	48園		51園
	合計		72園	71園		67園

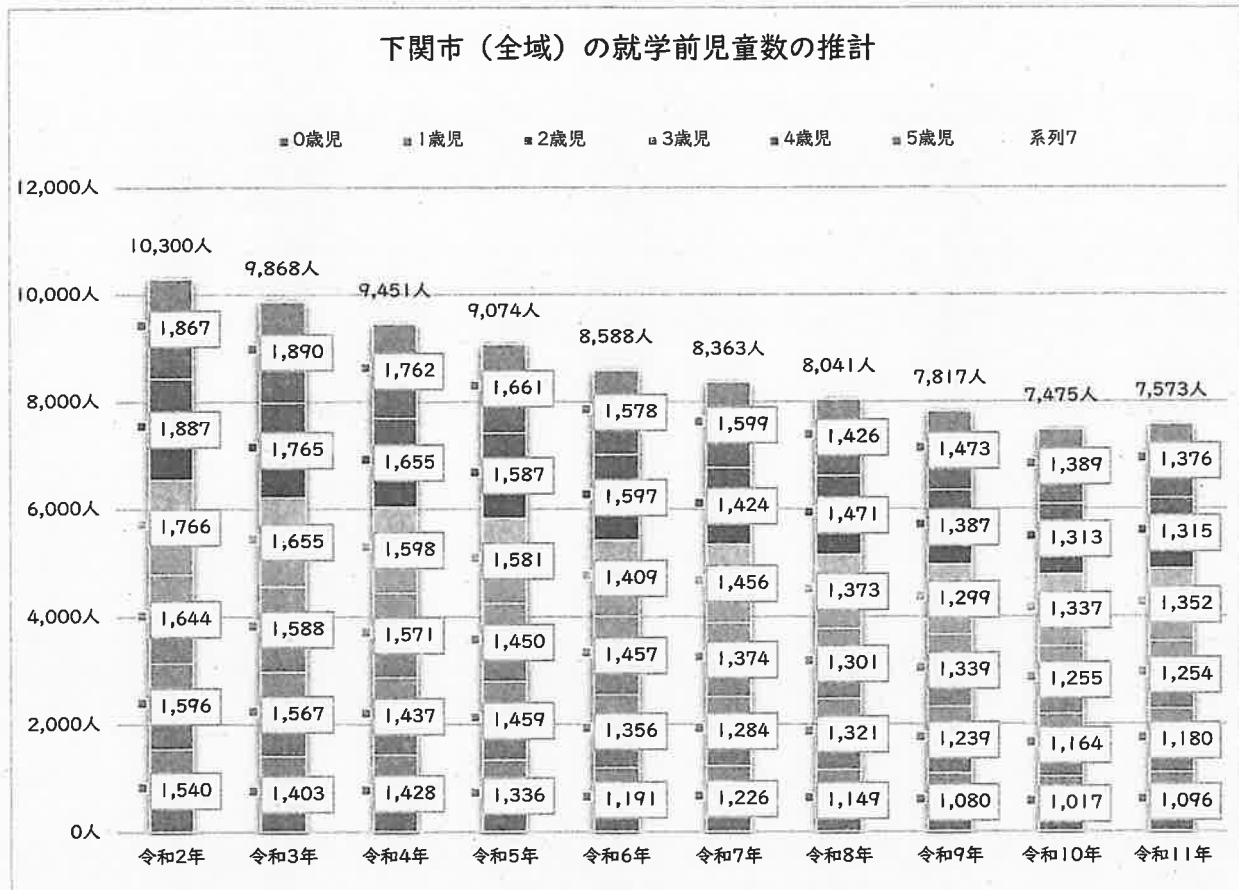
基本方針の取扱い

- 年度開始の4月1日において、新入予定園児が10人未満かつ全園児数が15人以下となる幼稚園が生じた場合は、この計画の進捗に関わらず当該幼稚園の次年度以降の新入園児の募集を中止します。
- 年度開始の4月1日において、全園児数が20人未満となる保育園が生じた場合は、当該保育園の統廃合を進めます。

(2) 各地区の教育・保育の状況

下 関 市 (全 域)

① 就学前児童数の推計



② 教育・保育の需要の見込み

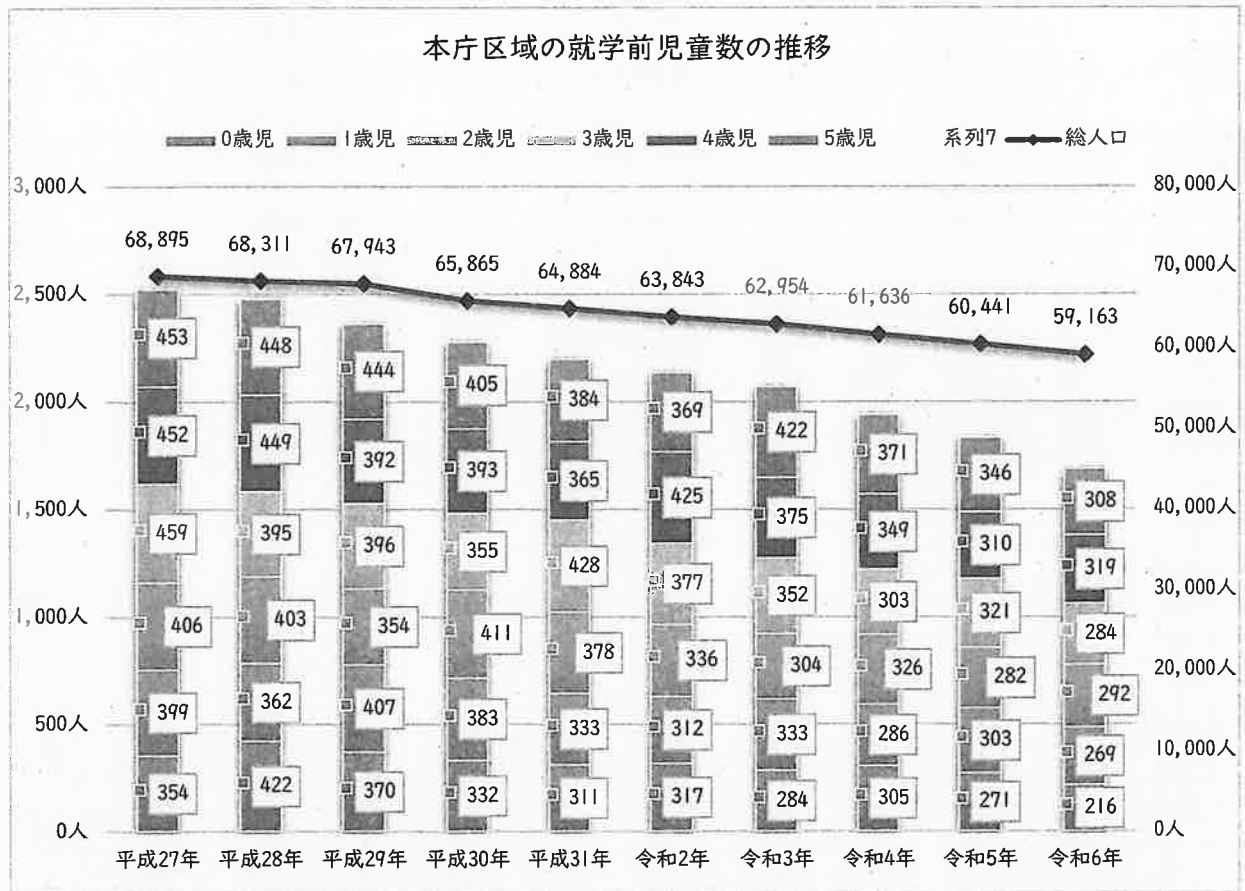
教育・保育の需要の見込み										(単位：人)		
(市外除く) 市全体	年齢	認定区分	利用希望施設	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	幼保別(A)	(B)-(A)	R6年の定員と在籍者数 1号(5/1現在) 2・3号(3/1現在)	
	3歳以上	1号	認定こども園または幼稚園	1,040	994	960	944	927	1,133	675	1,808	1,057
		2号	幼稚園	253	238	219	214	206				
	1, 2歳	3号	認定こども園または保育園	3,255	3,155	3,062	3,012	2,957	5,089	466	5,555	3,203
			認定こども園、保育園 または地域型保育事業	1,750	1,749	1,740	1,707	1,679				
	0歳			481	478	462	459	453			1,653	5,202
計				6,779	6,614	6,443	6,336	6,222	6,222	1,141	7,363	6,259

本 庁 区 域

本庁区域は、郊外への居住区域拡大により人口、就学前児童数ともに減少傾向が続いていますが、他区域からの施設の利用希望が高く、区域内には多くの就学前施設が設置されています。

1号の需要は減少傾向にあり、令和7年度時点での受け皿は充足しています。2号は私立幼稚園の認定こども園化で受け皿が拡大する見込みです。3号の需要は横ばいですが、年度途中から多くの待機児童が発生しているため、新たな受け皿の確保が必要となっています。(地域型保育事業の導入)

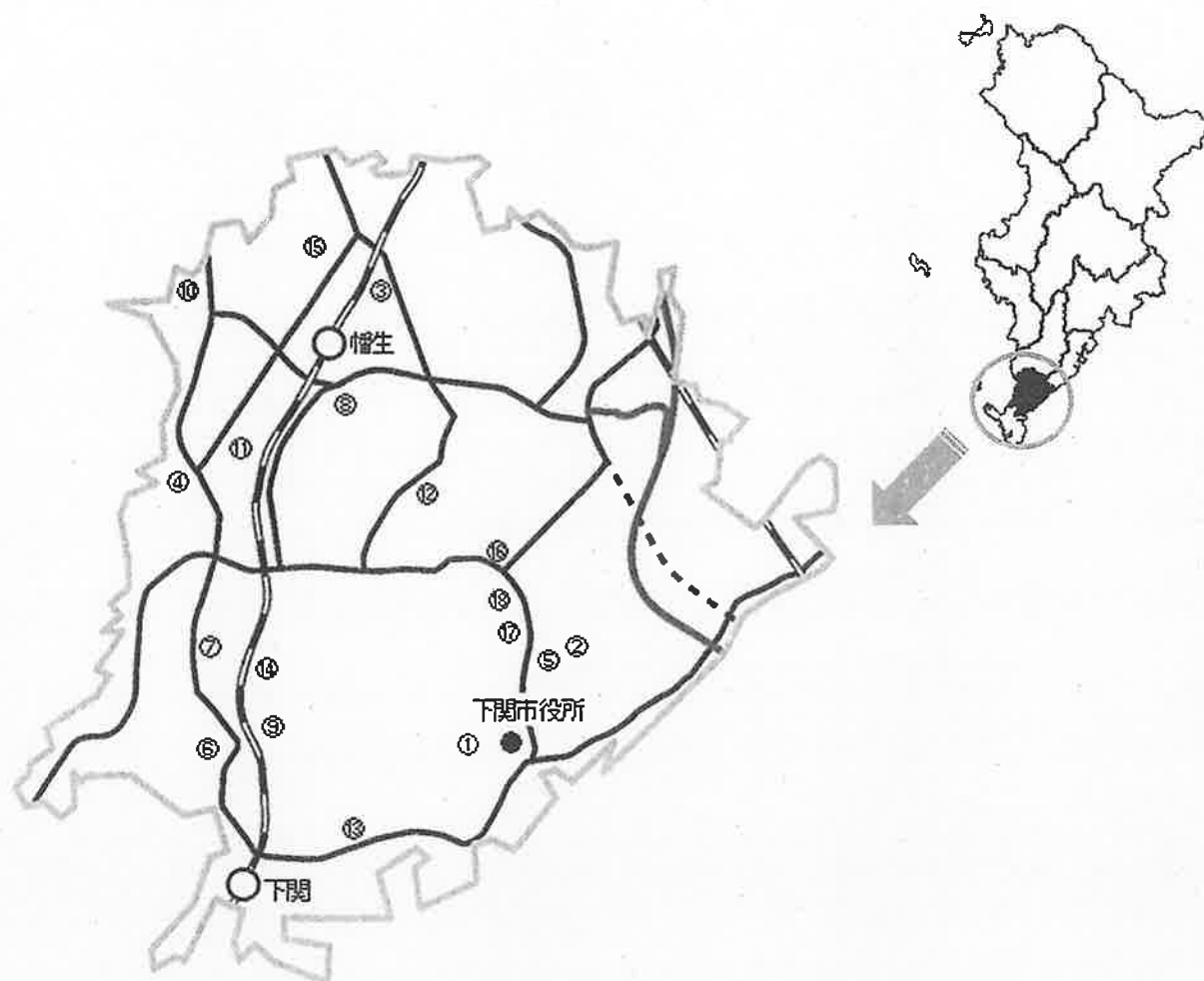
① 就学前児童数の推移



② 教育・保育の需要の見込み

本 庁 区 域	教育・保育の需要の見込み									(単位：人)			
	年齢	認定区分	利用希望施設	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	幼保別(A)	(B)-(A)	R6年の定員と在籍者数 1号(5/1現在) 2・3号(3/1現在)		
	3歳以上	1号	認定こども園または幼稚園	308	300	299	294	292	369	216	585	382	382
		2号	幼稚園	95	91	81	80	77					
			認定こども園または保育園	734	721	701	699	706				737	
	1, 2歳	3号	認定こども園、保育園	425	421	419	418	419	1,259	▲ 3	1,256	372	1,177
	0歳		または地域型保育事業	138	136	136	134	134					
	計			1,700	1,669	1,636	1,625	1,628	1,628	213	1,841	1,559	1,559

【図 本庁区域の概況】

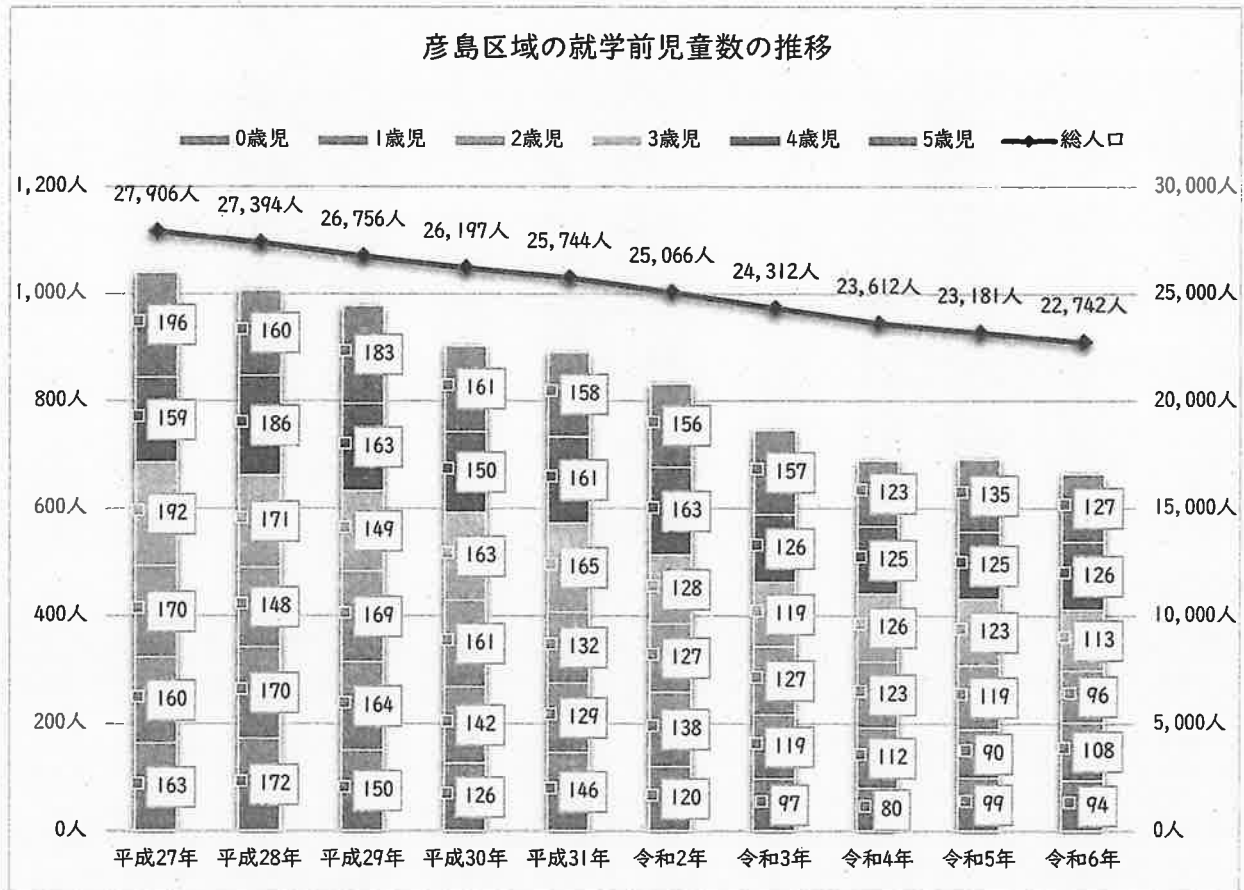


No.	公/私	園名	施設種別
①	公	名池保育園	保育園
②	公	幸町保育園	
③	公	幡生保育園	
④	私	小波保育園	
⑤	私	東光保育園	
⑥	私	慈光保育園	
⑦	私	和光保育園	
⑧	私	弥生保育園	
⑨	私	ひまわり保育園	
⑩	私	のあ保育園	
⑪	公	中央こども園	認定こども園
⑫	私	ひがし子ども園	

No.	公/私	園名	施設種別
⑬	私	下関天使幼稚園	認定こども園
⑭	私	下関短期大学付属第一幼稚園	
⑮	私	泉幼稚園	
⑯	私	第一幼稚園（休園）	幼稚園
⑰	私	暁の星幼稚園	
⑱	私	めぐみ幼稚園	
⑲	私	梅光学院幼稚園	
⑳	私	りすさんの保育園	企業主導型保育事業
㉑	私	みなとあひるっ子園 唐戸	
㉒	私	紬木保育園	
㉓	私	わかば保育園	
㉔	私	下関こはる保育園	

彦 島 区 域

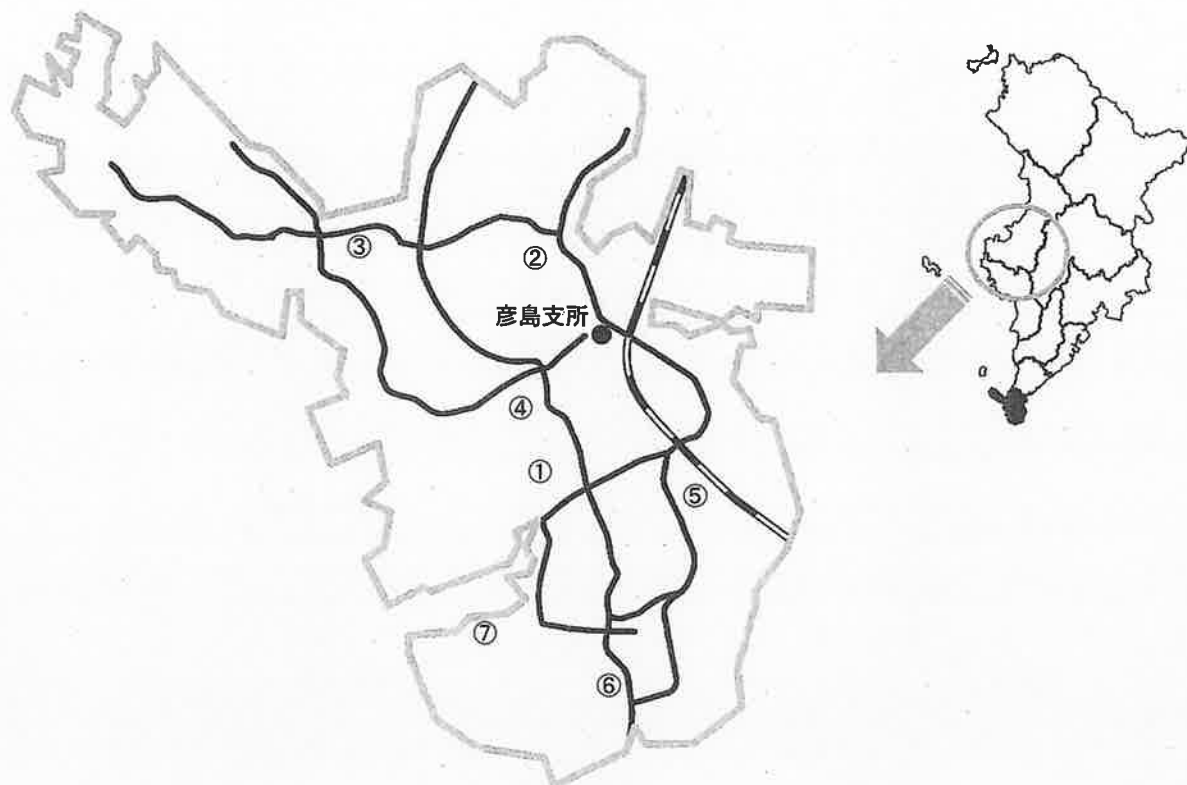
彦島区域は、人口、就学前児童数ともに減少傾向が続いています。区域内には多くの私立園が設置されており、市立は保育園1園のみです。教育・保育の需要は、1～3号いずれも減少傾向にあるため、区域全体の利用定員は、教育・保育の需要に合わせていく必要があります。



②教育・保育の需要の見込み

彦島区域										(単位：人)		
教育・保育の需要の見込み										R6年の定員と在籍者数 1号(5/1現在) 2・3号(3/1現在)		
年齢	認定区分	利用希望施設	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	幼保別(A)	(B)-(A)	定員数(B)	在籍者数	
3歳以上	1号	認定こども園または幼稚園	95	86	81	87	84	84	36	120	64	64
	2号	幼稚園										
1, 2歳	2号	認定こども園または保育園	319	301	291	301	296					
	3号	認定こども園、保育園 または地域型保育事業	184	178	176	172	170	506	94	600	341	591
0歳			53	52	45	41	40				189	
											61	
計			651	617	593	601	590	590	130	720	655	655

【図 彦島区域の概況】

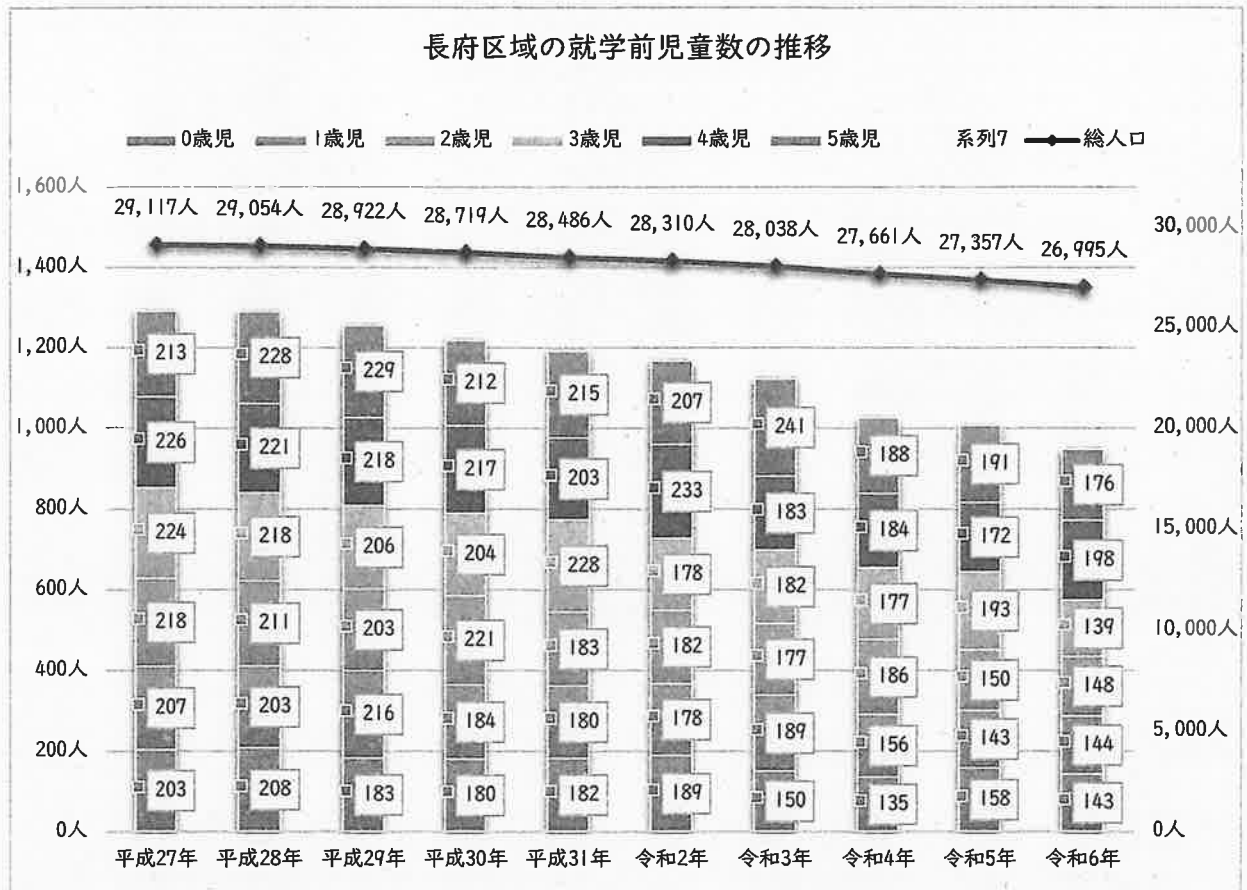


No.	公/私	園名	施設種別
①	公	彦島第一保育園	保育園
②	私	専立寺保育園	
③	私	しおかぜの里こども園	認定こども園
④	私	聖母園	
⑤	私	でしまっ子ども園	
⑥	私	くりのみ子供園	
⑦	私	下関短期大学付属第一幼稚園	

長 府 区 域

長府区域の就学前児童数は緩やかに減少するため、2号の需要が利用定員を上回る見込みです。一方で、3号は市立園の受け皿が充実しており、また、企業主導型保育事業も複数で運営しているため待機児童は発生しない見込みです。

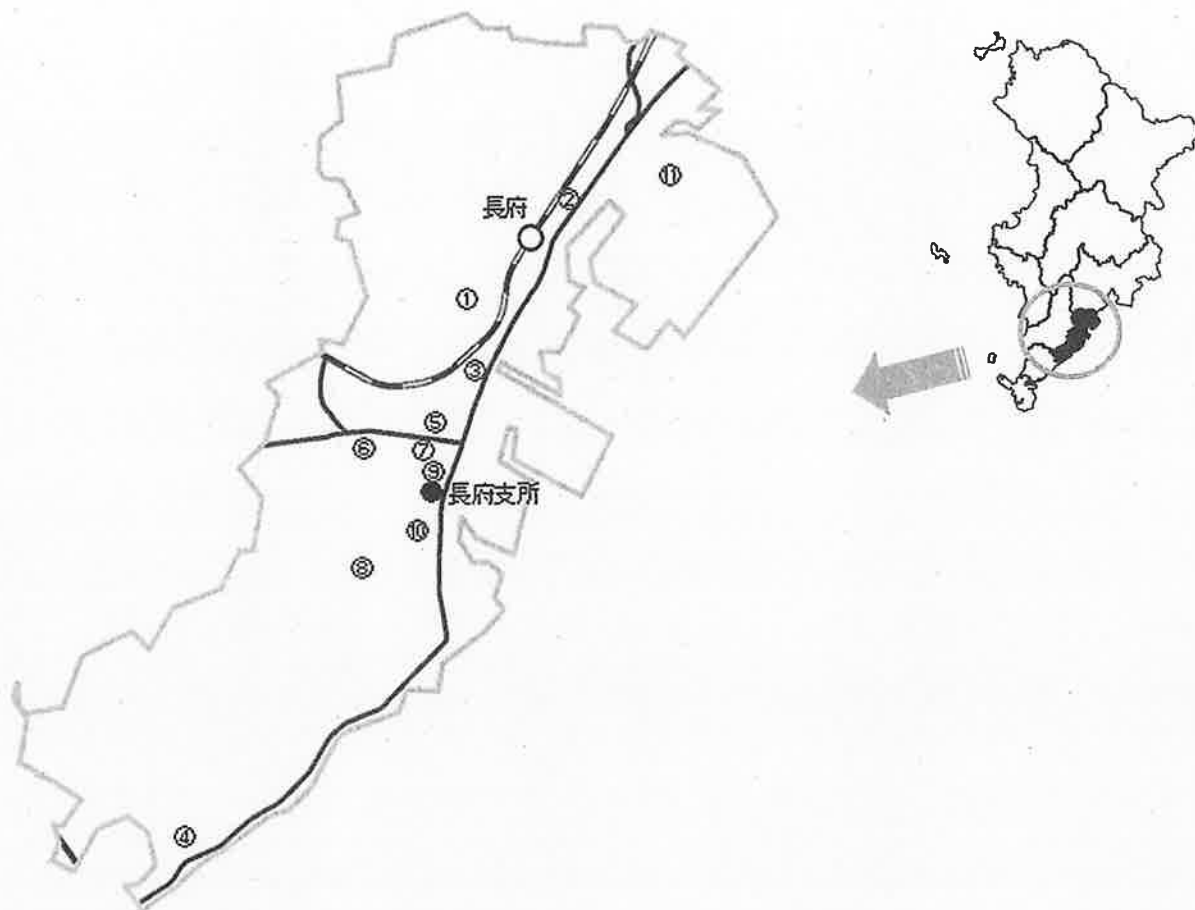
① 就学前児童数の推移



② 教育・保育の需要の見込み

長府区域	教育・保育の需要の見込み									(単位：人)				
	年齢	認定区分	利用希望施設	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	幼保別(A)	(B)-(A)	R6年の定員と在籍者数 1号(5/1現在) 2・3号(3/1現在)			
	3歳以上	1号	認定こども園または幼稚園	143	133	129	127	131	167	63	230	181	181	
		2号	幼稚園	40	37	35	35	36						
			認定こども園または保育園	412	411	412	410	409						
	1, 2歳	3号	認定こども園、保育園	198	212	200	188	178	642	18	660	409	624	
	0歳		または地域型保育事業	60	58	57	57	55						
	計				853	851	833	817	809	809	81	890	805	805

【図 長府区域の概況】



No.	公/私	園名	施設種別
①	公	長府第二保育園	保育園
②	公	長府第三保育園	
③	公	長府第四保育園	
④	私	すみれ保育園	
⑤	私	鏡山保育園	
⑥	公	豊浦こども園	認定こども園
⑦	私	長府幼稚園	
⑧	私	もみじ幼稚園	
⑨	私	海の星幼稚園	幼稚園
⑩	私	ひなぎく保育園	企業主導型保育事業
⑪	私	Y I Cキッズ長府	

各地区の教育・保育の状況

☆山陽地区

☆川中・勝山地区

☆山陰地区

☆菊川地区

☆豊田地区

☆豊浦地区

☆豊北地区

(3) 市立就学前施設の状況

地区	施設名	施設種別	設置年	設置年	経過年数 (R7.3末)	主体構造	耐震性	利用定員 (H6.4時点)
本庁	中央こども園	認定こども園	H30.2.20	H30	7	鉄筋コンクリート	○	180
長府	豊浦こども園		S63.3.31	S63	37	鉄筋コンクリート	○	130
山陽	王喜こども園		S47.3.31	S47	53	鉄筋コンクリート	○	100
川中・勝山	垢田こども園		S56.3.20	S56	44	鉄筋コンクリート	○	160
菊川	菊川こども園		H6.3.18	H6	31	鉄筋コンクリート	○	155
豊田	西市こども園		S55.3.21	S55	45	鉄筋コンクリート	○	70
	豊田下こども園		H20.3.24	H20	17	鉄筋コンクリート	○	70
豊浦	川棚こども園		H26.10.8	H26	10	鉄筋コンクリート	○	205
	黒井こども園		S55.3.1	S55	45	鉄筋コンクリート	○	110
豊北	豊北こども園		H21.3.21	H21	16	鉄筋コンクリート	○	60
山陽	小月幼稚園	幼稚園	S54.3.31	S54	46	鉄筋コンクリート	○	20
	清末幼稚園		S45.3.31	S45	55	鉄筋コンクリート	○	80
川中・勝山	川中幼稚園		S53.3.30	S53	47	鉄骨造	○	60
菊川	豊東幼稚園		H15.3.1	H15	22	鉄骨造	○	20
本庁	名池保育園	保育園	S46.3.31	S46	54	鉄筋コンクリート	×	100
	幸町保育園		S49.5.31	S49	50	鉄筋コンクリート	○	90
	幡生保育園		S57.3.27	S57	43	鉄筋コンクリート	○	140
彦島	彦島第一保育園		S48.3.31	S48	52	鉄筋コンクリート	○	50
長府	長府第二保育園		S54.4.1	S54	45	鉄筋コンクリート	×	100
	長府第三保育園		S42.2.22	S42	58	補強コンクリート	○	85
	長府第四保育園		S49.5.31	S49	50	鉄筋コンクリート	○	95
山陰	吉見保育園		S43.3.3	S43	57	補強コンクリート	○	45
豊浦	双葉保育園		S58.3.1	S58	42	鉄筋コンクリート	○	40

5 計画の実施

(1) 実施計画の策定

本計画の実施にあたっては、それぞれの教育・保育ニーズに応じた施設整備や職員配置を踏まえ、施設ごとの実施計画を策定した上で進めていきます。

(2) 民間移管の進め方

市立園への民間活力の導入にあたっては、児童福祉法第 58 条の 8、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条の規定に基づいた手続きにより進めることとします。

(3) 情報公開の充実

こどもたちの成長は、家庭を中心に地域をあげて支えていくものです。

幼稚園や保育園、認定こども園の施設と、家庭、地域それぞれが持つ教育・保育機能、子育て機能を相乗的に発揮するためにも、本計画に関する地域への説明会の開催を含め、子ども・子育て支援新制度等に関する様々な情報発信を行っていきます。

参 考 資 料 編

資料① 市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針

資料② 下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針

資料③ 保育環境適正化推進基本方針

市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針

平成 19 年 3 月 26 日

1 幼稚園と保育所との連携

市立幼稚園及び市立保育園（以下幼稚園、保育園）において、幼稚園教諭・保育士の交流等連携を深め、幼保一体化施設を含めた、幼児教育・保育の充実に努める。

（1）相互理解の取り組み

幼稚園、保育園の交流、合同行事の開催等実施し、情報交換の推進に努める。また、市及び教育委員会における相互研修、指導主事による指導の充実や医療・福祉関係機関と連携した研修を受講するなど、園経営、保育内容、保育方法等の合同研修を実施し相互理解を深める。

（2）幼稚園教諭、保育士の人事交流

幼稚園、保育園における人事交流は、当分の間、行政職給料表適用幼稚園教諭（旧 4 町）と保育士に限る。ただし、平成 21 年度実施を目途に、教育委員会が旧下関市幼稚園教諭給与体系の見直しを図り、その後全市的に幼稚園教諭、保育士の人事交流を行う。

2 幼保一元化推進

（1）幼保一元化施設設置の基本的考え方

- ① 幼稚園・保育園の児童数が減少している園において、児童の適正な集団活動を確保することを目的に、幼稚園と保育園の一体的な運営を行う幼保一元化施設設置を検討する。
- ② 児童数の動向とともに、老朽化に伴う施設整備や地域における子育て支援機能強化など、幼稚園、保育園の連携をとることが必要であると考えられる場合は、合併前の状況も踏まえ、幼保一元化施設設置を検討する。

（2）幼保一元化施設設置について

基本的考え方に沿って、当面、少子化等により単独で適正な集団活動が確保できない幼稚園又は保育園において、幼保一元化施設の設置を検討する。今後、少子化が進み集団生活の確保が難しくなった幼稚園・保育園は、地域性を勘案しながら、幼保一元化施設設置の検討を行う。

- ① 豊北地区の 4 保育園（阿川・栗野・田耕・角島保育園）と神玉幼稚園を統合し、合築した施設で幼保一体化した運営
- ② 西市幼稚園、西市保育園の施設を整備し、幼保一体化した運営

下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針

平成 22 年 8 月 25 日(水)教育委員会議決

下関市教育委員会は、人間形成の基礎を培う極めて重要な幼児期における教育環境をよりよいものとするために、幼稚園における人間関係の固定化を回避するとともに、幼児一人一人の発達を理解し、望ましい方向へ導く教職員が組織的な教育活動を行うことができる環境づくり（幼児集団と教職員集団の適正規模の確保）が必要であると考え、以下のとおり基本方針を定める。

1. 市立幼稚園の適正規模について

1 学級当たりの適正規模について、3 歳児は原則 20 人以下とし、4・5 歳児については 35 人以下とする。また、各学年の適正規模については、学級編制替えが可能となる各年齢 2 学級が確保可能となる規模とする。

2. 市立幼稚園の適正規模を確保するための方策について

(1) 適正規模の確保に向けた具体的な方策について

異年齢混合 1 クラス（4 歳児、5 歳児の合計人数が 30 人以下）の市立幼稚園については、当該地区の幼児数、教職員の人員配置、施設の状況等を勘案し、適正規模の確保に向け、近隣の市立幼稚園との統合、あるいは近隣の市立保育園との一体化（幼保一体化）のための取組を行う。

また、3 歳児保育（単独幼稚園の場合は預かり保育を含む）については、諸条件を総合的に勘案し、当面一部の園に限定して実施する。

(2) 園児募集方針について

園児の募集を行った結果、年度開始の 4 月 1 日現在において、新入予定園児数が 10 名未満となり、かつ全園児数が 15 名以下となる幼稚園については、原則として当該年度の次年度以降に係る新入园児の募集を中止する。

3. 市立幼稚園の適正配置に関すること

(1) 市立幼稚園の地域バランスについて

市立幼稚園の統合・新入园児の募集停止を行う際には、市民に対して幼稚園教育を受ける機会を保障するため、地域バランスに配慮する。

(2) 私立幼稚園や保育所との位置関係について

適正規模を確保するために市立幼稚園の統合・幼保一体化を行う際には、私立幼稚園や保育所との位置関係についても十分に考慮する。

4. 方針の具体化に向けた取組について

本基本方針を具体化するにあたっては、「下関市立幼稚園適正規模・適正配置検討委員会」からの答申を尊重しつつ、保護者・地域住民等の意見を十分に聴取し、幼児教育の観点からそれぞれの地域事情に最も適した取組を行う。

保育環境適正化推進基本方針

平成20年8月策定

1. 目的

我が国においては、急速な少子化の進行と共に家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化している。少子化の傾向は本市においても同様であり、地域によっては少子化の影響が大きく、子育て支援策の充実が緊急の課題となっている。

また、女性の社会進出や核家族等、子育て環境の変化は著しく、それに伴い保育ニーズも複雑で多様化してきており、保育に欠ける乳幼児の保育を行い、その健全な発達を図ることを目的とする保育所は、入所している子どもの保育と共に、その保護者に対する支援や、地域の子育て家庭に対する支援等、子育て支援の中核的な役割を担っている。

本市では、簡素にして効率的な行政基盤の構築を目指して行政改革に取り組んでおり、新・下関市行政改革大綱を踏まえた幼保一体化運営や公立保育所の統廃合について検討を行い、少子化が進行している地域における集団活動の確保を目的に、幼保一元化推進の基本方針を定めたところである。

このような状況の中で、次世代育成支援行動計画に掲げる施策を着実に推進することをはじめ、公立保育所の運営等、本市が進めるべき保育環境の適正化の基本とする方針を定めるものである。

2. 基本的考え方

保育所や子育て支援の課題に対して、市の責務や公立保育所の役割を明確にし、子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境の整備を進めることを基本に検討することとする。

(1) 保育環境の現状と課題

○公立保育所と私立保育所

保育所の実施主体は市であり、児童福祉法に基づいて設置された公立・私立保育所は果たすべき目的、役割、また、入所決定、保育料の設定等について違いはなく、認可保育所として一定水準の保育サービスを提供している。

公立保育所は平等で公正な保育サービスの提供を求められており個別ニーズへの対応が難しい場合があるが、私立保育所は独自の保育理念や保育方針に基づき保育サービスの提供を行い、個性ある取り組みで保護者のニーズに対応している。

○公立保育所の運営及び施設状況

園児の受け入れ状況は、少子化等により乳幼児期に必要な集団の確保が困難となっている保育所がある一方で、保護者の保育ニーズに最大限応えるため定員を超えて受け入れている保育所もある。

また、保育士の平均勤続年数の長期化や新規採用の抑制が行われたこともあって、若年層保育士の減少による年齢構成に偏りが見られ、施設の適正配置や定員設定を検討したうえで、職員の採用計画をたてる必要に迫られている。

施設の状況は、建築後経過年数平均30年を超えており、老朽が著しい施設では、雨漏りによる屋根防水工事や施設壁面のはく離等危険箇所の改修又は建て替えが必要となっている施設がある。

既に休園となっている園、敷地が狭隘な施設や土地賃貸契約期間満了の期日が迫っている施

設も存在するため、計画的に施設整備を行わなければならない。

○効率的な運営と効果的な保育

三位一体改革に係る、公立保育所運営費等の一般財源化は、行財政運営に多大な影響を及ぼしているが、私立保育所では運営費や施設整備に係る助成制度があり、施設の大規模改修や建設によるハード面の充実が行いやすい現状にある。

保育ニーズが多様化する中で、保育所の特色を生かしたより一層充実した保育サービスを提供するため、バランスのよい財政配分の方法を探る必要性がある。

○家庭における育児環境

次世代育成支援対策推進法に基づき、本市で策定された「下関市次世代育成支援行動計画“For Kids”プラン2005」において、すべての子育て家庭を地域全体で支援することとしている。

しかし、家庭や地域における養育力の低下や育児の孤立化は深刻で、子育て不安・子育て負担を増大させ、児童虐待等子どもの健やかな育ちが阻害される現状であり、更なる子育て支援事業の推進が望まれるところである。

(2) 市の責務と公立保育所の役割

○市の責務

市は、保育の実施主体として、多様な保育サービスの充実、保育の質の向上を図ると共に、私立保育所における安定的、継続的な運営を推進し、私立保育所が力を十分発揮できる環境を整えるほか、すべての子育て家庭への情報発信や育児相談、児童虐待防止等に対する責務を負っている。

- 市の責務
 - ・ 多様な保育サービスの充実
(延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育)
 - ・ 保育の質の向上
 - ・ 私立保育所に対する運営体制の充実
 - ・ 子育てに関する相談・助言・情報発信

○公立保育所の役割

保育や幼児教育に対する研究体制及び研修システムを構築し、保育技術の向上を図ると共に、その研究や研修の成果を私立保育所へも還元し、下関市における就学前の乳幼児に等しく提供できる体制を確立する役割を担っていく必要がある。

また、子育てを地域社会全体で支えるために、関係機関と連携したネットワーク機能を持ち、地域における子育て支援の拠点とならなければならない。

更に、十分な支援が必要な障害児等の保育の充実、地域性、採算性等により民間では対応が困難な場合や不測の事態における保育の実施を担うものとする。

- 公立保育所の役割
 - ・ 保育及び幼児教育に関する研究と研修
 - ・ 特別な支援を必要とする子どもの保育の充実
 - ・ 地域における子育て支援の拠点
 - ・ 保育業務のセーフティネット

3. 基本的な施策

本市の厳しい財政状況の中で、限られた財源をバランスよく配分し最大限に活用することを前提にしながら、将来にわたり多様な保育ニーズに応え、きめ細かでより質の高い保育サービスを提供するため、保育施策の充実を図ることを目的として、基本的な方向を定めることとする。

(1) 公立保育所運営の適正化

地域ごとの将来の保育ニーズを見据え、常に乳幼児に良好な保育環境が提供できるよう、施設面積や保育室数も踏まえ入所定員について随時見直しを行うものとする。

(2) 公立保育所の再編成

施設の老朽化及び園児数の減少等により適切な環境が提供できない場合は、乳幼児数の推移を考慮し、公立保育所の統廃合を含めた再編整備を行う。

ただし、統廃合の検討にあたっては、将来の保育ニーズ、地域の現状や動向及び住民サービス等を十分に考慮のうえ、近隣の他施設の受け入れ体制や入園児の転園、通園に係る負担増等統廃合に伴い生じる諸問題を十分に配慮して行うこととする。

《統廃合の検討基準》

○年度開始の4月1日現在において、園児数が20人未満となった場合（「小規模保育所の設置認可等について（平成12年3月30日 児発第296号 厚生省児童家庭局長通知）」）

○老朽化による大規模改修及び建て替えが必要となる場合

社会福祉施設耐用年数を参考にした老朽化の度合いや敷地の所有権の無いものの統廃合を優先的に検討する。

○事業目的が達成したと考えられる場合（3歳未満児専用保育所及び休園保育所）

原則として廃園とし、廃園時期の検討を行う。

○保育ニーズに対して定員数が過剰となっている場合

地域における入所希望園児数が施設の定員数を大きく下回り、近隣の受け入れ体制が確保できる場合は、公立保育所の統廃合の検討を行う。

(3) 民間活力の導入

公立保育所の再編整備に関しては、民間移管等可能な限り民間活力の導入を視野に入れて検討を行うものとする。

(4) 公立幼稚園との連携

本市の就学前施設の保育や幼児教育は、保育所は市長部局、幼稚園は教育委員会と所管が異なっており、公立保育所と公立幼稚園の連携が十分取れているとはいえない。

そのため、「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」に基づき、保育所保育士、幼稚園教諭の資質の向上を図り、合同研修の開催や子育て支援事業の連携実施等、地域の実情やニーズに応じて連携を深めると共に、施設の共用や再活用の検討をする等公立幼稚園との連携や幼保一体化運営の推進を行う。

(5) 認定こども園制度の検討

平成18年10月から施行された「認定こども園」については、メリット・デメリットの検証を継続して行い、認定基準に合致する施設における認定取得について検討を行う。

(6) 子育て等に関する相談・情報提供体制整備

地域の子育て支援の拠点である保育所では、育児講座の開催や育児相談、子育てサークルの育成等、子育て支援センターの充実を図り、家庭における養育力の向上に努める。

また、地域における保育ニーズの把握に努め、情報発信機能の強化及び地域社会や関係機関と連携を取って児童虐待の防止に努める等、すべての子育て家庭へ充実した支援を行う。

(7) その他の育児環境整備

3歳未満児の保育サービスとして、本市では赤ちゃんホーム等の事業を実施し保育ニーズに込えているが、育児環境の整備を図るため、随時、既存の事業の見直しを行い、家庭的な養育環境の中で保育を行う「家庭的保育事業」等の新規事業の取り組みを検討する。

4. 基本計画の策定

保育環境の整備は、他分野の施策に密接な関連をもつと共に、家庭、地域の在り方等にも深く関連することから、その効果的な推進のために、本基本方針や、平成19年3月に定めた「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」を基に、幅広く意見を聴取し検討調整のうえ、基本計画を策定するものとする。